

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成23年 7 月 14 日

木 曜 日

号 外

目 次

公安委員会規則

○富山県暴力団排除条例に関する規則

1

規 則

富山県暴力団排除条例に関する規則を次のように定め、公布する。

平成23年 7 月 14 日

富山県公安委員会委員長 田中 一郎

富山県公安委員会規則第 2 号

富山県暴力団排除条例に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者)

第 3 条 条例第 6 条に規定する富山県公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 暴力団員を、取締役等として又は事実上、その事業の経営に参加させている者
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団組織の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (5) 相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
(説明又は資料提出の請求の手続)

第 4 条 富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、条例第20条の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出請求書（様式第 1 号）により行うものとする。

- 2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、当該説明を求めることができる。
- 3 条例第20条の規定により説明又は資料の提出を求められた者は、前項に規定する場合で資料の提出を行わないときを除き、公安委員会に対し、説明・資料提出書（様式第 2 号）を提出するものとする。
- 4 公安委員会は、第 1 項の規定による求めについては、説明・資料提出書の提出期限の日又は口頭による説明期日までに相当な期間をおいて行うものとする。
- 5 公安委員会は、説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書の提出をせず、又は口頭による説明期日に出頭しない場合は、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱う。

（口頭による説明の聴取）

第 5 条 公安委員会は、前条第 2 項の規定により口頭による説明を求めたときは、警察本部長が別に指定する警察職員（以下指定警察職員という。）に当該説明を聴取させることができる。

- 2 前条第 2 項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（様式第 3 号）により口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定により説明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第 2 項の規定による申出を受けた場合で説明の日時及び場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を説明日時等決定通知書（様式第 4 号）により口頭による説明を求めた者に通知しなければならない。

（勧告の方法）

第 6 条 条例第21条に規定する必要な勧告は、勧告書（様式第 5 号）により行うも

のとする。

(公表の方法等)

第 7 条 条例第22条第 1 項の規定による公表は、富山県報への掲載及びインターネットの利用により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、条例第22条第 1 項の規定により公安委員会が公表をしようとする者（以下「当事者」という。）の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに公表の原因となる事実とする。

(意見を述べる機会の付与)

第 8 条 公安委員会は、条例第22条第 2 項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当事者に対し、意見の聴取通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による意見の聴取を行う必要があると認めるときは、その旨を通知することができる。

3 公安委員会は、前項に規定する場合を除き、当事者に対し、申述書（様式第 7 号）の提出を求めるものとする。

4 当事者は、意見を述べるに当たり、証拠書類、証拠物その他の資料を提出し、又は提示することができる。

5 公安委員会は、第 1 項の規定による通知については、申述書の提出期限の日又は口頭による意見の聴取期日までに相当な期間をおいて行うものとする。

6 公安委員会は、当事者が提出期限までに申述書の提出をせず、又は口頭による意見の聴取期日に出頭しない場合は、意見がなかったものとして取り扱う。

(口頭による意見の聴取)

第 9 条 公安委員会は、前条第 2 項の規定により口頭による意見の聴取を行うときは、指定警察職員に意見を聴取させることができる。

2 当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書（様式第 8 号）により意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。

- 4 公安委員会は、前項の規定により意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第 2 項の規定による申出を受けた場合で意見の聴取の日時及び場所を変更しなかったときは、速やかにその旨を意見の聴取日時等決定通知書（様式第 9 号）により当事者に通知しなければならない。

（代理人の選任）

第10条 説明若しくは資料の提出を求められた者又は当事者（以下「当事者等」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

- 3 当事者等は、代理人の資格について、代理人選任届出書（様式第10号）を公安委員会に提出して証明しなければならない。

- 4 当事者等は、第 1 項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（様式第11号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

（表）

説明・資料提出請求書	
第 年 月 日 号	
殿	
富山県公安委員会 印	
富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第 4 号）第20条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。	
説明又は資料の提出を 求 め る 理 由	
説明又は資料の提出期限	年 月 日まで
説明又は資料の提出の 内 容	
備 考	
説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

- 注 1 口頭による説明を求める場合は、備考にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、富山県暴力団排除条例第22条第1項の規定により、富山県公安委員会は、その旨を公表することがあります。
- 2 説明・資料提出書には、説明又は資料の提出の要求の通知の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。
なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、富山県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、富山県公安委員会に対し、説明日時等変更申出書により、説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明又は資料の提出の要求の通知の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を富山県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出頭する場合は、この説明・資料提出請求書を持参してください。

様式第 2 号（第 4 条関係）

説明・資料提出書	
年 月 日	
富山県公安委員会 殿	
住所	
氏名 ㊞	
富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第4条第3項の規定により、次のとおり提出します。	
説明・資料提出請求書の番号及び日付	第 号 年 月 日
説明又は資料提出の内容	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第 3 号（第 5 条関係）

説明日時等変更申出書			
年 月 日			
富山県公安委員会 殿			
住所			
氏名			
(印)			
富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第5条第2項の規定により、次のとおり説明の日時又は場所の変更を申し出ます。			
説明・資料提出請求書の番号及び日付			第 号 年 月 日
変更申出 事 項	変 更 前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分
		場所	
変 更 申 出 の 理 由			

注 該当しない部分を二重線で消去すること。

様式第 4 号（第 5 条関係）

説明日時等決定通知書

第 号
年 月 日

殿

富山県公安委員会 印

富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第5条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

説明・資料提出請求書の番号及び日付	第 号 年 月 日
-------------------	--------------

☐ 説明の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	

☐ 説明の日時及び場所の不変更決定

説明の日時及び場所 を変更しない理由	
-----------------------	--

注 該当する□の中にレ印を付けること。

様式第 5 号（第 6 条関係）

勸 告 書

第 号
年 月 日

殿

富山県公安委員会 印

富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第 4 号）第21条の規定により、次のとおり勸告します。

勸告の原因となる事実	
勸 告 の 内 容	

この勸告を受けた者が正当な理由がなく当該勸告に従わなかったときは、富山県暴力団排除条例第22条第 1 項の規定により、その旨を公表することがあります。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A 4)

様式第 6 号（第 8 条関係）

(表)

意見の聴取通知書	
第 年 月 日 号	
殿	
富山県公安委員会 印	
次のとおり意見の聴取を行いますので、富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第 2 号）第 8 条第 1 項の規定により通知します。	
予定される公表の 原因となる事実	
公表の根拠となる 条 例 の 条 項	
申 述 書 の 提 出 先	
申 述 書 の 提 出 期 限	年 月 日まで
備 考	
意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

- 注 1 ロートによる意見の聴取を行う場合は、備考にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 申述書には、意見の聴取の通知の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。
なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、富山県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、富山県公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなたが意見を述べない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見の聴取の通知の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を富山県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

様式第 7 号（第 8 条関係）

申 述 書	
年 月 日	
富山県公安委員会 殿	
住所	
氏名 ㊞	
富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第8条第3項の規定により、次のとおり提出します。	
意見の聴取通知書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
公表の原因となる事実 その他当該事案の内容 についての意見	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第 8 号（第 9 条関係）

意見の聴取日時等変更申出書			
年 月 日			
富山県公安委員会 殿			
住所			
氏名 ㊞			
富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第9条第2項の規定により、次のとおり意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。			
意見の聴取通知書の番号及び日付			第 号 年 月 日
変更申出事 項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分
		場所	
変 更 申 出 の 理 由			

注 該当しない部分を二重線で消去すること。

様式第 9 号（第 9 条関係）

意見の聴取日時等決定通知書

第 号
年 月 日

殿

富山県公安委員会 印

富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第9条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

意見の聴取通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
-----------------	--------------

☐ 意見の聴取の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	

☐ 意見の聴取の日時及び場所の不変更決定

意見の聴取の日時及び場所を変更しない理由	
----------------------	--

注 該当する□の中にレ印を付けること。

様式第10号（第10条関係）

代理人選任届出書	
年 月 日	
富山県公安委員会 殿	
住所	
氏名 ㊞	
私は、富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第10条第1項の規定により、次の者を代理人として選任し	
☐ 説明又は資料の提出	
☐ 意見の聴取	
に関する一切の行為をすることを委任します。	
☐ 説明・資料提出請求書 ☐ 意見の聴取通知書 の 番 号 及 び 日 付	第 号 年 月 日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	
当 事 者 等 と の 関 係	

注 該当する□の中にレ印を付けること。

様式第11号（第10条関係）

代理人資格喪失届出書	
年 月 日	
富山県公安委員会 殿	
住所	
氏名 ㊞	
私の代理人は、その資格を失ったので富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第10条第4項の規定により届け出ます。	
☐ 説明・資料提出請求書 ☐ 意見の聴取通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	

注 該当する□の中にレ印を付けること。

(A4)

